

滋賀県立  
聴覚障害者センター  
だより  
第16号



発行日/平成12年3月31日  
発行所/草津市大路2丁目11-33  
TEL 077-561-6111  
FAX 077-565-6101  
E-mail:ww100051@mail.normanet.ne.jp  
http://www.normanet.ne.jp/~ww100051/

厚生省は、昨年の東海村の臨海事故で、障害者への情報伝達の不十分さがあつたことからその教訓を生かし、より具体的な対応を示すために、災害発生における聴覚障害者への対応の留意点をまとめ、各都道府県や市町村に対し要請しています。留意点は五項目。

- ① 平常時における聴覚障害者の把握
- ② 災害等が発生した場合の情報伝達の徹底
- ③ 避難勧告がでた場合の情報伝達の徹底
- ④ 避難場所での情報伝達の徹底
- ⑤ 関係機関及び団体との連携の充実

具体的な対応例として、ファックス等を活用して災害時の状況を速やかに伝えること、また、確実に伝わ

## 聴覚障害者への情報提供の充実と「欠格条項」の見直しすすむ一国の動き

### 厚生省 聴覚障害者への対応を指示

#### ―災害発生時の情報伝達を県・市町村に徹底―

たかどろかを確認する、(ファックス等で) 応答がない場合は市町村職員を派遣するかヘルパー等の協力を得ること、避難場所に手話通訳等を派遣する等です。そして、都道府県は、災害に関する対応について、障害者団体と連携を密にするとともに、必要に応じ、手話通訳等コミュニケーションを支援する人材の派遣、確保の協力を求めることとされています。

聴覚障害者の日常生活の不安では、「緊急時の連絡方法が心配」と答えている人が六十% (平成三年度県福祉対策調査) にもほつており、今回の厚生省の呼びかけが、県や全ての市町村でより具体化され体制整備が図られていくことが強く望まれています。

### 遺言を手話、筆談で

#### 民法九六九条の改正法が一月より施行

―関連の「欠格条項」の見直し検討もすすむ―

手話通訳、筆談による公正証書遺言を認める改正民法が昨年十二月一日に成立し今年一月から施行されました。改正法案は昨年夏の通常国会で審議が始められ、両院の法務委員会と審議され本会議で可決されたもの。改正民法は、聴覚障害者の要望通り、手話や筆談での公正証書の作成を認めることが盛り込まれています。

滋賀県でも、改正法の施行を受け、大津公証役場の公証人(滋賀県の代表者)が当センターを訪れ、法律改正に伴う手話通訳等の派遣についての協力を求められました。

また、聴覚障害者に対する「欠格条項」の見直しについて、日本薬剤師会が聴覚障害者に薬剤師の国家免許を認めるべきとする見解を発表(二月二十五日)しており、今後、医師や看護師も含め、厚生省の関連する審議会で検討されることになっております。他に、放送番組等への字幕又は手話によるリアルタイム送信等、聴覚障害者の情報保障についても、「権利者の利益を不当に害するものではなく、速やかに対応する必要があると考えられる」(著作権関連の審議会)としており、今後の通信環境の整備や手話放送等の普及状況を踏まえながら検討されていく予定です。

### NHKニュース7に 聴覚障害者向けの字幕を導入

今年の3月27日からNHKで、午後7時のニュースに聴覚障害者向けの字幕が付くことになりました。これまで生放送にリアルタイムに字幕を付けるのは技術的に困難とされてきましたが、NHK放送技術研究所が開発した音声認識装置により、アナウンサーが読むニュース原稿を自動的に文字化することができるようになりました。

音声の認識率は、平均で85%ですが、雑音が少ないスタジオでアナウンサーが原稿を読む場合は95%で、約3秒遅れて文字化できるまで高まってきました。このため試行的にですがNHKが実用化に踏み切りました。

この字幕は文字放送受信アダプタまたは文字放送受信テレビがあれば、これまでの字幕放送同様に見ることができます。

阪神大震災や、東海村臨海事故などに見られるように、聴覚障害者にとって災害発生時など緊急時の情報保障が大きな課題となっています。緊急時のリアルタイムの情報は生死に関わる問題でもあります。著作権法の改正も含め、聴覚障害者がいつでもどこでも情報にアクセスできるよう考えなければならないでしょう。

# 「介護保険」実施間近

## 「高齢聴覚障害者の特性などに配慮した対応を」

介護保険制度の実施が間近にせまりました。保険料の徴収の半年延期や利用料の減免などの動きも出ていますが、聴覚障害者にとっては様々な利用上の問題点か指摘されています。それは、

情報やコミュニケーションの障害を抱えている聴覚障害者にとって、制度利用の前提となる情報提供や、聴覚障害を考慮した介護認定のあり方、また制度を利用する際のコミュニケーションの保障が十分に確保されていると言えないからです。特に、高齢の聴覚障害者の多くは、これまで教育や就労の機会が十分に保障されず、また、家族との親密なコミュニケーションからも阻害されるという生活を余儀なくされてきました。このため、音声言語でのコミュニケーションが難しいのももちろん、学校に行けなかったために文字が読めない人や、手話ができない人もおり、その背景や特性を正しく把握できる人がいないと適切な介護内容を設定することはできません。そのためには、対象の聴覚障害者が持っているコミュニケーション方法での意思疎通が不可欠です。

大阪市では、手話通訳や福祉の専門職員などを訪問調査に同席させる「介護添え制度」でコミュニケーションの保障を制度化したり、調査項目の中で「聴力」や「意思伝達」「介護側の指示」などの項目に対して、統一した考

え方や特記事項の記述を示すなど「見解」が出され市町村に通知されるまでに至っています。

県内では、当センターの職員が生活相談や手話通訳を通してかかわったケースがありますが、まだまだ少数にとどまっており、市町村をはじめとした関係機関への働きかけが急務となっております。制度実施を前にして、介護を受けようとする聴覚障害者に不利益が生じないよう早急な対応が求められています。

# くさつ発信

社会福祉法人

滋賀県聴覚障害者福祉協会

理事長 三塚 武 男

センターが開設されて五年目に入りました。これからの一〇年を左右する大事な節目を迎えたことになりました。改めて、センターのような社会施設の基本的な役割について日頃考えていることを述べることにします。

一、施設には、いずれも設置した目的があります。その目的を実現するために、各種の事業・活動を実施しています。それは、時代や社会の変化にとまない、現実が提起している具

# 図書のご案内

## 「介護保険の関連図書」

### 『介護保険と聴覚障害者』

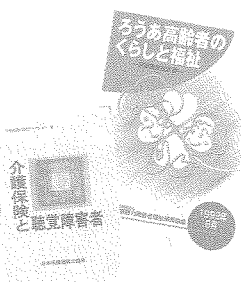
(日本手話通訳士協会発行) 五〇〇円

聴覚障害者と介護保険を考えるシンポジウムの記録。介護保険における聴覚障害者の対応上の課題や手話通訳に求められる技術、今後の課題などがまとめられています。また、障害者のケアーマネージメントと聴覚障害者への対応のあり方についてもふれられています。

## 『ろうあ高齢者のくらしと福祉』

(社会福祉法人 大阪聴力障害者福祉事業協会) 一〇〇〇円

ろうあ高齢者の暮らしの実態と問題点が明らかにされた貴重な報告書。大阪のろうあ高齢者五六八人から一人ひとりの生活を聞き取りまとめたもので、ろうあ高齢者福祉の提言版とも言えます。



(二冊とも当センターでお買い求めいただけます)

体的な課題に応じて、たえず先を見通しながら継続的に充実・発展させていくことが求められています。したがって、事業・活動を担っている職員の集団としてのまとまりがカギを握っています。相互の実践や経験の交流と共同学習を定例的に積み重ね、その過程を分析し統括できるように記録しておくことが不可欠です。

二、そして、具体的な事業・活動を通じて、利用者・住民のくらしや地域との結びつきを広げ深めていくことができます。社会施設は、地域の共有財産であり、人と人、文化と文化の交流の場でもあります。とくに、聴覚障害者は手話という文化をもっています。人間として平等な社会参加を広げ社会的な自立を実現するた

めに必要なコミュニケーションの保障とは、くらしに根ざした人と人との直接的な対話・交流とヨコの結びつきをつくることです。身近かなところに、「いつでも、誰でも気軽に集って交流できる設備をそなえた施設」が必要です。

三、さらに、施設には、事業・活動を通じて、障害の種類・程度別に細分されている重複障害者の実態やまちづくりなど地域の共通課題を明らかにし、地域で障害者と力を合わせてお互いのくらしと人権をまもるために活動する担い手を育て増やしていく役割があります。



手話通訳

現在、滋賀県内には約三五〇〇人の聴覚障害者が暮らしています。その中で日常的に手話をコミュニケーションの手段としている人は約一〇〇〇人と推定されています。その人たちにとって手話通訳は、さまざまな場面に社会参加していくために必要不可欠なものなのです。

センターでは、聴覚障害者の要請に応じ手話通訳者を派遣しています。たとえば、学校の授業参観や懇談会などで聴覚

地域活動への積極的な参加を保障

障害者が手話通訳を利用することによって聞こえる保護者と同じように授業の内容を知ったり、先生や他の保護者との情報交換などを行うことができます。また、最近では地域での活動に積極的に参加していく聴覚障害者も増えており、自治会の役員を担う人もいます。役員会では通訳が必要になっ

てきます。それにより、相手の意見も聞き、聴覚障害者自身の意見も述べ対等に会議に参加できるようになります。以前は会議に参加しても何も情報が入らないのでただ黙っているだけだったり、成人した聴覚障害者であっても親がすべてを担っている場合もありました。しかし、手話や手話通訳の広がりによって少しづつではありますが、聴覚障害者の社会的な参加を支えることにつながってきています。

私たちの暮らしは二四時間あり、生活していくためにはコミュニケーションは切り離すことできません。いつでもどこでも安心して手話通訳が依頼できる社会になるためには、聴覚障害者のより身近な地域での公的な手話通訳の保障も必要になってきます。今後は、センターとしても、市町村と連携しながら手話通訳保障について考えていきたいと思っています。

派遣事業の現場から

難聴者・中途失聴者が複数集まる場合、筆記だけが共通のコミュニケーション手段となるため、会議や研修会へのOHP要約筆記が最も多いことには変わりありませんが、平成十年から派遣事業の一つの要約筆記手法に加えられたパソコンを使った要約筆記の需要も増えてきています。一月末に

またノートテイク(筆談形式)による要約筆記への派遣では、社会参加が積極的に進むにつれ個人的な用務への派遣もゆるやかに増えてつづいています。病院受診はもちろん、地域住民の自治に関する町内会や管理組合の会合、役員となって打合会で派遣が役立っていることは嬉しいことと言えます。若い難聴者カッブルのお子さんの成長につれ、入園、

個人派遣もゆるやかながらも増傾向

は社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会が社会福祉法人丸紅基金より助成を受け、高性能な液晶プロジェクトを購入することができました。

入学に始まり幼稚園・学校関係行事への派遣依頼、特に説明会、講演会への派遣も増える傾向にあります。また、補聴支援システムの磁気誘導ループの貸し出しとともに仕事上の会議への派遣や税金関係の相談など正確な情報収集の場への派遣が、中途失聴者・難聴者の暮らしに生かされていることに要約筆記派遣事業の発展を感じています。

要約筆記

待ち望まれた機器の導入によって、室内を暗くすることなく、大勢の聴覚障害者が一堂に会しても、公平に文字による情報が得られることになり、ますますパソコン要約筆記の普及に役立てることができそうです。

市町村での事業展開にむけて

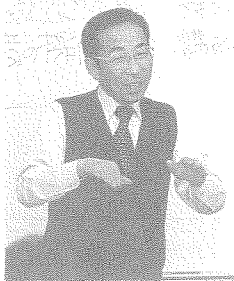
一手話奉仕員養成講座の講師研修会を開催



雪の舞う寒い日となった二月二十一日(八幡会場)・二十二日(草津会場)の両日にわたり、昨年度に引き続き、全国手話通訳問題研究会・編集局長の小出新一氏にご講演を頂きました。今回は、今年度より全国各地で実施されている手話奉仕員・手話通訳者の養成事業における「講習会運営と講師の役割」について、手話通訳制度の歴史をふまえて、非常にわかりやすい内容で大好評でした。

当日の受講者の顔ぶれは、講師経験者、講師を目指す者、手話サークルで活動されている方と幅広い参加となりました。感想としては、ろうあ者の方から全国統一のカリキュラムを受けて「指導する時は、事前に講習を受け、指導法を相談して手話通訳者等を増していこうと思った」、サークル会員の方は「手話技術の学習にこだわりすぎていた」「手話サークルは、社会活動を担う場である事を学んだ」等よせられていきます。又、「倫理面の養成も重視してほしい」「講座修了後の登録のあり方に不安」と言った意見もありました。

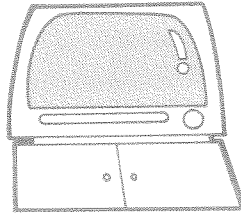
今後、市町村で事業が展開されていく中で、運営委員会の持ち方などが課題となります。



最後に、「滋賀としてのカリキュラムを作成し、行政にはたらきかけていく姿勢・考え方が大切である」と、小出氏から助言を頂きました。

### CS 障害者専用放送が本格化 毎週火曜日放送!!

平成十一年九月より、実験放送として行われていたCS放送が、「障害者専用放送」としてスタートしました。そして、三月からはデジタル放送に変わり、四月からは本放送を毎月二回、再放送を二回行い、月四回放送されることになりました。(午後七時~八時) センターでもその都度、研修室にて放映をしていきます。また、ライブラリーでも貸出を行っていただきますので、ごらんになりたい方はセンターまでお問い合わせ下さい。



### 医療機関への啓発パンフレットを発行

滋賀県ろうあ協会・県医師会など六団体

聴覚障害者が日常生活で最も不安を抱えているのが病院での対応です。このパンフレットは「聴覚障害者が安心して医療を受けられる環境づくり」をめざし、県ろうあ協会など六団体が社会福祉医療事業団の助成を受け作成したものです。パンフレットは三万部が作成され、県内の医療関係機関に配布されました。このパンフレットには、聴覚障害者が医療現場で困ることや診察、検査場面等ではどう対応したら良いのか分かりやすく事例やイラスト入りで紹介されており、同委員会では、「このパンフレットをもとに聴覚障害者の患者さんとのコミュニケーション



に役立ててほしい」と願っています。(パンフレットは無料。問い合わせは当センターまで)

### ホームページを開設しました。

当センターでは今まで障害者情報ネットワーク(ノーマネット)で情報提供をしていましたが、今回、新たに聴覚障害者等の情報アクセスを容易にするため、インターネットを利用し、ホームページで情報提供を行うことになりました。まだまだの意見を取り入れつつ、ビデオライブラリーや手話や要約筆記などセンターで開かれる講座の案内などセンターに

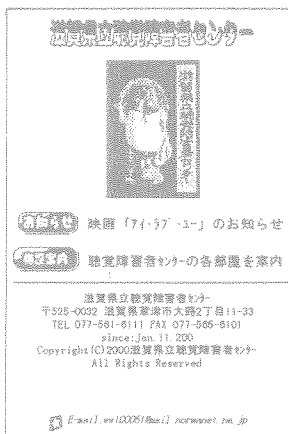
## ホームページで 情報発信

関する情報、その他、各聴覚障害関連団体に関する行事など様々な情報を発信していく予定ですので、楽しみにしてください。

また、ノーマネット上で、字幕付き動画データのシステム「ノーマネット」が整備されました

ので、さらに字幕付き動画などでも、情報提供していきたいと考えています。こちらからの情報だけでなくみなさんからの情報も待っています。意見や問い合わせなど、センターに関するこ

### ※ホームページのイメージ



と、ホームページに載せて欲しい内容などありましたらどんどん送って下さい。なお、ホームページのアドレス、Eメールのアドレスはセンターだよりの表紙に載っています。

## センターだより

「遙かなる甲子園」の映画を知らない層はおそらく20代であろう。北城ろう学校硬式野球部が甲子園出場を夢に、乏しい予算と貧弱な設備にもかかわらず猛練習を繰り返す。特殊教育校は出場を認められず、と高野連内規は定めていた。それでもろう球児は黙々と練習に励む。それを知ったろう団体らが是正を申し入れたが、高野連は「わがままを言うな」と門前払い。当時、ろう生徒は「医師や薬剤師になりたい」と担任や親に相談しても首を横に振るだけ。卒業してもああ無理だ、甘ったれるな、と周囲から言われ続ける。矛盾と差別にどう立ち向かったらいいか、知る術が少なかった。20年たった今、手話通訳による公正証書遺言作成、検察審査会法も聴覚障害者の絶対的欠格条項を削除する、日本薬剤

師会が聴覚障害者の能力を正当に評価する見解の発表など明るいニュースが全国を次々に駆けめぐる。また、手話通訳事業はまもなく法制化される。福祉の谷間からの叫び声がようやく届いた。1人の訴えから2人、10人、1万人へ拡がりながら世論の支持を取り寄せ、こうして小さな運動から大きな運動になり、聴覚障害者の主張も「当たり前」になりつつある。しかし、依然と聴覚障害者の雇用環境はますます厳しい。あらためて職業技術を身につけようと思っても手話通訳の保障もないまま、バリアがより厚くなっている実情にあるのだ。少なくとも障害を理由とする排除だけは避けたいものだ。(F. I)